

大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

大分市長 佐藤樹一郎

大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市中小企業振興基本条例（平成26年大分市条例第37号）の規定に基づき、中小企業者の海外販路の開拓を促進し、商品の輸出拡大による企業の経営拡大を図るため交付する大分市海外販路拡大サポート補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 発行済株式の総数の2分の1以上を同一の大企業（中小企業以外の企業をいう。以下同じ。）が所有し、又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が出資している者
- イ 発行済株式の総数の3分の2以上を大企業が所有し、又は出資金額の総額の

3分の2以上を大企業が出資している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 事業所 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所を占めて行われており、かつ、財及びサービスの生産又は供給が、人及び設備を有して、継続的に行われている事務所、店舗、工場等をいう。

(3) 海外バイヤー 衣料品、食品等の商品を製造業者、卸売業者等から買い付け、海外の小売店に納入する者又は海外の消費者に直接販売する者をいう。

(4) 海外商談会等 取引先及び事業提携先の開拓並びに受発注の機会の確保を目的として日本国外で開催される商談会、展示会、博覧会等（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により海外バイヤー向けに行うものを含む。）をいう。

(5) 越境E C 日本国に居住し、若しくは日本国内で事業を営んでいる個人事業主又は日本国内に本社を置き、若しくは日本国内で事業を営んでいる企業等と日本国外に居住している消費者（消費者等に直接販売する者を含む。）との電子商取引をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

(1) 市内に事業所（法人以外の者にあっては、住所）を有していること。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

(3) 市内で継続して1年以上事業を営んでいること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に

規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると

認められる事業

イ その他市長が適当でないと認める事業

(3) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助

対象者が海外販路の拡大を行うための事業であって、別表に掲げるものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の

額及び補助限度額は、別表のとおりとし、当該年度において100万円を限度とす

る。

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象事業について同様の

趣旨の補助金等の交付を受けている場合においては、同項の規定による補助対象経

費の額から、それらの補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市海外販路拡大サポート補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業を開始する日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 事業計画書

(2) 3月以内に発行された法人登記事項証明書の写し（申請者が法人である場合に限る。）

(3) 3月以内に発行された住民票の写し（申請者が法人以外の者である場合に限る。）

(4) 企業概要書

(5) 最新の決算報告書の写し（申請者が法人である場合に限る。）

(6) 最新の確定申告書又は市民税・県民税申告書の写し（申請者が法人以外の者である場合に限る。）

(7) 3月以内に発行された市税完納証明書の写し

(8) 誓約書

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一年度内において、複数回することができる。ただ

し、当該年度において既に交付の決定を受けた補助金の額の合計額が補助限度額に達している場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による申請は、初めて補助金の交付の決定を受けた日の属する年度から起算して10年度の間に限り、行うことができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市海外販路拡大サポート補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(変更の申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市海外販路拡大サポート補助金事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更のうち、補助対象経費の20パーセント以内の増減については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、その変更を承認し、大分市海外販路拡大サポート補助金変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して60日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市海外販路拡大サポート補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業実施内容書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 収支を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市海外販路拡大サポート補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市海外販路拡大サポート補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交

付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(検査)

第14条 市長は、補助金の適正な交付及び執行を確保するため、補助事業の内容、事業実績等について検査をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費		補助金の額	補助限度額(年額)
	内 容	費 目		
海外展開相談・海外市場調査サポート	海外展開を始めるための専門家等への相談、海外現地の市場調査、商品の輸出可能性等に関する調査及び留学生等を対象としたモニターハイの実施に要する経費	謝礼、消耗品費、会場借上料、委託費及び相談料	初めて補助金の交付を受けた日の属する年度（以下「初年度」という。）から3年度までの間の申請に係るものにあっては補助対象経費の額に2分の1を、初年度から起算して4年度から6年度までの間	20万円
海外向け情報発信ツール整備サポート	海外バイヤー等に対して商材、技術、設備等を紹介するプロモーション映像の制作に要する経費	委託費、相談料及び謝礼	40万円	
	SNS等を通して消費者とコミュニケーションを図り、ブランド理解を促し、購買につなげていくデジタルマーケティング活動に要する経費			
	外国語ホームページの新規構築又は再構築に要する経費			
海外商談会等出展サポート	公的機関等が主催し、共催し又は後援する海外商談会等への参加に要する経費	運搬料、光熱水費、出展料、小間装飾費、備品借上料及びサンプル輸送費	度までの間の申請に係るものにあっては補助対象経費の額に3分の1を、初年度から起算して7年度から10年度までの間	40万円
海外渡航費サポート	公的機関等が主催し、共催し又は後援する海外商談会等若しくは経済訪問団への参加に要する経費	交通費及び宿泊費（旅券、査証等の取得に係る経費及び旅行傷害保険料を除く。）	30万円	
通訳・翻訳サポート	海外への販路拡大を図る際に必要な外国語の商品パンフレット、カタログ、契約書等の作成又は商談会、展示会等へ参加する際の通訳委託に要する経費	謝礼及び委託費（通訳者の交通費を含む。）	20万円	
越境E C出店サポート	複数の企業の商品を販売している海外向けのショッピングサイトへの新規出店又は出品	初期登録費、サービス導入費、システム構築	得た額（当該額に1,000円未	80万円

	に要する経費	費、月額出店料又は使用料、商品PR画像・動画制作費、翻訳費、販売促進費及び委託費	満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)	
海外向け商品パッケージ等デザイン作成サポート	越境ECサイトの構築に係るサービスの導入、システムの構築、プロモーション及び越境ECサイトの運営に要する経費	デザイン企画開発費、デザイン購入費、委託費及び謝礼		30万円
国際製品規格・認証等取得サポート	米国食品安全強化法(FSM-A)の基準を満たし、ハラルに関する認証を受ける等輸出に必要な各国の基準を満たし、認証を受ける等するため に要する経費	取得費、登録料、委託費及び相談料		20万円
海外知的財産申請サポート	外国特許庁等に申請しようとする時点において既に日本国特許庁に行っている出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号)第2条に規定する国際出願を含む。)であつて、同一内容のものを当該外国特許庁等へ行うために要する経費	出願料、国内・現地代理人費用及び翻訳費		50万円
契約書作成相談サポート	海外との取引に係る契約書の作成に関する弁護士等の専門家への相談に要する経費	委託費及び相談料		30万円

備考

- 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費として明確に区分でき、かつ、その金額が確認できるものに限る。
- 海外渡航費サポートにあっては、公的機関が主催し、共催し又は後援する海外商談会等(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により海外バイヤー向けに行うものに限る。)に参加した場合については、当該海外商談会等に参加後1年以内に相手方と継続的な商談を行うために現地を訪問するために必要な経費に限り補助対象経費とする。
- 越境EC出店サポートにあっては、月額出店料又は使用料については、初年

度の6月分に限り補助対象経費とする。ただし、異なる越境ECサイトに出店する場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後の申請に係る補助金について適用する。
- 3 この要綱の施行の際廃止前の大分市越境EC出店サポート補助金交付要綱（平成29年4月1日施行）第8条第1項に規定する補助事業者は、第8条第1項に規定する補助事業者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。